



—SDGs (エスディージーズ) って、何のこと?—

SDGsは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称です。「誰一人取り残さない持続可能な社会」を実現するため、全世界共通で目指す17の目標のことです。こう聞くと、難しい印象を受けるかもしれませんが、実は日々の生活の中で何気なく行っていることもSDGsにつながっていることが数多くあります。

—平泉町におけるSDGs推進の考え方—

「平泉の文化遺産」の世界遺産登録の理念でもある「平和」と「平等」は、SDGsが目指す世界共通の課題の解決に向けた理念にも通じています。町民の皆さんにSDGsをより身近なものとして感じてもらうため、第6次平泉町総合計画では「生活の中でのSDGs」として記載し、各施策との一体的な推進を図っています。

こんなところにあった！生活の中でのSDGs

レベル1 家にもできること

- 使用していない電気機器はコンセントを抜いておくようにしましょう。
- 食べきれなかった食材は冷凍してフードロスを防ぎましょう。

レベル2 家の外でもできること

- 買い物や食事は地元で、地域のお店を応援しましょう。
- 町の行事や活動などへの参加を通じて、地域への理解を深めましょう。

レベル3 職場でもできること

- 冷暖房に頼りすぎず、クールビズ、ウォームビズを実践しましょう。
- 誰もが働きやすく、働きがいのある職場づくりを目指しましょう。

参考:国連広報センター「アクション・ガイド」

特別なことをしなくても、日々の暮らしの中で自分の行動がSDGsにどうつながっているかを考えることがゴールへの第一歩となります。今後、町広報では、SDGsの達成につながる町の取り組みを、随時紹介していきます。

■問い合わせ先…まちづくり推進課 ☎46-5578

町国際交流員として5年間活躍
スローン・サーミュエルさんが退任



スローン・サーミュエルさん

町国際交流員を平成29年7月から務めたスローン・サーミュエルさん(34)は、5年の任期を終えて7月30日に退任しました。米・アラスカ州出身のスローエルさんは、一般財団法人自治体国際化協会のJETプログラム(外国青年招致事業)により来日して町に赴任。役場観光工商課に所属し、英語によるインターネット交流サイト(SNS)での平泉の情報発信、修学旅行生へのガイド役のほか、町内旅館や飲食店のホームページ、パンフレット、メニューの英訳などにも取り組み、平泉への誘客に尽力しました。さまざまな活動に積極的に参加して町民や観光客と交流を深め、「サム」の愛称で親しまれてきました。

スローエルさんは、7月29日に役場であった辞令交付式で「いろいろなことに挑戦でき、やりがいのあつた5年間だった」と語りました。

退任に当たり、サーミュエルさんにこれまでの活動などを振り返ってもらいました。

「一番印象に残っている活動は、観光庁による観光客向けの情報発信事業での翻訳サポートです。外国の記者がそれぞれの言語で直訳すると、平泉の文化や歴史が伝わりにくいことがあります。平泉について学んだことで、独特の表現の翻訳を手助けできました。文化や歴史を正しく発信することに貢献でき、光栄に感じています。」

「平泉の良いところは、アラスカに似て、自然や緑が多く、水や空気もきれいです。町内のいろいろな場所から町全体を見渡せるのが良かったです。買い物しながら東側をふと見たときに東稲山を見渡せるところが特に好きです。」

「町民の皆さんにメッセージを。皆さんにすぐ受け入れてもらえたのがうれしかったです。今後訪れる外国の人にも温かく、親しみをこめて接してほしいです。」

デジタル化対応「防災行政無線戸別受信機」配布のお知らせ

デジタル化に対応した防災行政無線戸別受信機は、行政区ごとに配布しています。10月上旬までの配布予定をお知らせします。13、16区と19～21区への配布は、10月中旬以降の見込みです。

■問い合わせ先…総務課 ☎46-5540

■行政区ごとの配布日時と場所

行政区	配布日時	配布場所
14区	9月3日(土) 9:00~17:00	14区公民館
15区	9月4日(日) 9:00~17:00	長部地区交流センター
17区	9月10日(土) 9:00~17:00	俄坂公民館
18区	9月11日(日) 9:00~17:00	18区公民館
7区	9月24日(土) 9:00~17:00	7区公民館

行政区	配布日時	配布場所
8区	9月25日(日) 9:00~17:00	大佐公民館
9区	10月1日(土) 9:00~17:00	佐野公民館
10区	10月2日(日) 9:00~17:00	10区祇園公民館
11区	10月8日(土) 9:00~17:00	役場1階町民ホール
12区	10月9日(日) 9:00~17:00	12区公民館

■配布対象世帯

令和3年度に行った「戸別受信機アンケート」で、配布希望と回答した世帯が対象です。

▷アンテナが未設置の世帯

- ・配布日に既設戸別受信機を持参し、新しい受信機と交換してください。配布日以外は、各区の配布日以降に役場総務課窓口で配布します。
- ・配布を希望しない場合は、既設の受信機を配布日に配布場所へ持参するか、役場1階の回収箱に入れてください。

▷アンテナが設置されている世帯

- ・配布日に新しい戸別受信機を受け取ってください。配布日以外は、各区の配布日以降に役場総務課窓口で配布します。

- ・9月から11月上旬に工事業者が訪問し、アンテナの交換と戸別受信機の受信確認を行います。既設の受信機は工事業者が回収します。
- ・配布を希望しない場合は、11月以降に業者がアンテナを撤去し、既設の受信機を回収します。
- ※電波状況の調査やアンテナ工事は、町の腕章を着けた日本電気株式会社(NEC)の作業員が実施します。

■戸別受信機の設置に関する注意点

家電製品から1m以上空けてください。湿気やほこりを避け、ぬれない場所に設置し、停電時に作動するよう乾電池(単一、2本)を入れてください。

■受信不良などの場合の問い合わせ先

日興通信株式会社 ☎019-643-2517
(平日9:00~17:00、戸別受信機設置事業専用番号)